

厚生労働省
東京労働局発表
令和元年9月30日

担当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 稲貫 央 主任賃金指導官 石川 浩 賃金指導官 野上 浩一 電話 (03) 3512-1614
----	------------------------------------------------------------------------------

東京都最低賃金は10月1日から 時間額1,013円になります

東京都最低賃金については、東京労働局長（土田浩史）が時間額1,013円に改正決定し、令和元年10月1日から効力が発生します。

東京都内で事業を営む使用者は、効力発生後の労働に対し、東京都最低賃金である時間額1,013円以上の賃金を支払わなければ、最低賃金法違反となります。

東京労働局では、引き続き、改正された最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知及び中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進し、併せて都内各労働基準監督署において監督指導を実施する等により、履行確保を図ります。

1 最低賃金について

(1) 適用

東京都最低賃金は、年齢やパートタイマー・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、東京都内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

なお、派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

(3) 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

2 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の生産性向上等のための支援を実施しています。

(1) 業務改善助成金（別添1リーフレット参照）

東京都内に所在する中小企業・小規模事業者が、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資（機械設備の導入等）などを行った場合に、その費用の一部を助成するもの。

※業務改善助成金についてのお問い合わせは、(4)の「東京働き方改革推進支援センター」（電話0120-232-865）にお尋ねください。

(2) キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）（別添2リーフレット参照）

有期契約労働者等の非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給を図った事業主に助成するもの。

(3) 人材確保等支援助成金（別添3リーフレット参照）

人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下に取り組む事業主に対して助成するもの（人事評価改善等助成コース）及び生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ）等を図る事業主に対して助成するもの（設備改善等支援コース）。

※前記(2)、(3)についてのお問い合わせは、最寄りのハローワーク又はハローワーク助成金事務センターにお尋ねください。

(4) 「東京働き方改革推進支援センター」（別添4リーフレット参照）

東京労働局委託事業として、「東京働き方改革推進支援センター」（電話0120-232-865）を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引上げ、労働関係の助成金の活用及び人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。

3 改正された最低賃金額の周知（別添5リーフレット参照）

東京労働局では、ターミナル駅周辺における大型デジタルサイネージや横断幕、主要路線沿線に所在する労働基準監督署庁舎外壁の懸垂幕による周知広報を行うほか、地方公共団体の広報誌への掲載、公共機関、業界団体等に対するリーフレット・ポスターの掲出等により周知を図ります。

4 監督指導の実施

最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種、最低賃金額を下回ることが見込まれる事業場等を重点とした監督指導を行うことにより履行確保を図ります。